日田市次期一般廃棄物最終処分場整備のあり方検討（整備検討報告書）

概要版

令和８年３月

日　田　市

目　次

1. あり方検討の趣旨 1
2. 最終処分場設備の概要（構造の分類） 1
3. ごみ処理システム 2
4. 日田市清掃センター最終処分場の概要 3
5. 最終処分場の埋立実績 4
6. 最終処分場の現況 5
7. 将来のごみ処理体制 6
8. 今後の最終処分場のあり方 7
(1) 次期最終処分場の概要の検討（新設） 7
① 前提条件 7
② 概算事業費 8
③ 事業スケジュール 8
④ 課題 8
(2) 最終処分場の延命化（嵩上げ方式） 9
① 延命化（嵩上げ）の位置づけ 9
② 検討方針 10
③ 埋立規模及び概算施工費用 11
④ 課題 11
(3) 民間事業者の資源化及び最終処分 12
① 焼却残渣の資源化技術 12
② 処理方針 12
③ 課題 12
(4) 周辺自治体等との広域整備 13
① 周辺自治体が行う最終処分状況 13
② 課題 13
9. 最終処分場のあり方及び将来の最終処分方法 14

1.　あり方検討の趣旨

日田市（以下、「本市」という。）では、焼却処理等の処理残渣を日田市清掃センター最終処分場（以下、「現最終処分場」という。）にて最終処分を行っています。

現在の現最終処分場は、最終覆土（約 8,000 ㎥）を考慮し焼却灰を資源化しなかった場合、令和 14 年度中に埋立終了します。また令和 11 年度から新清掃センターが稼働すると同時に焼却灰の一部を資源化できた場合は、令和 16 年度中に埋立終了となります。その後の最終処分場の整備は未定です。

最終処分場の整備には調査・計画・設計から工事完了まで概ね 10 年間程度の時間を必要とするため、本検討では、あらかじめ本市における一般廃棄物最終処分場の規模、あり方等の基本的な方針等を検討することにより、今後の最終処分場の整備方針を示します。

2.　最終処分場設備の概要（構造の分類）

図 1 に最終処分場の概略図を示します。

最終処分場は屋根の有無によりオープン型とクローズド型に分類され、それぞれ様々な設備や施設があります。

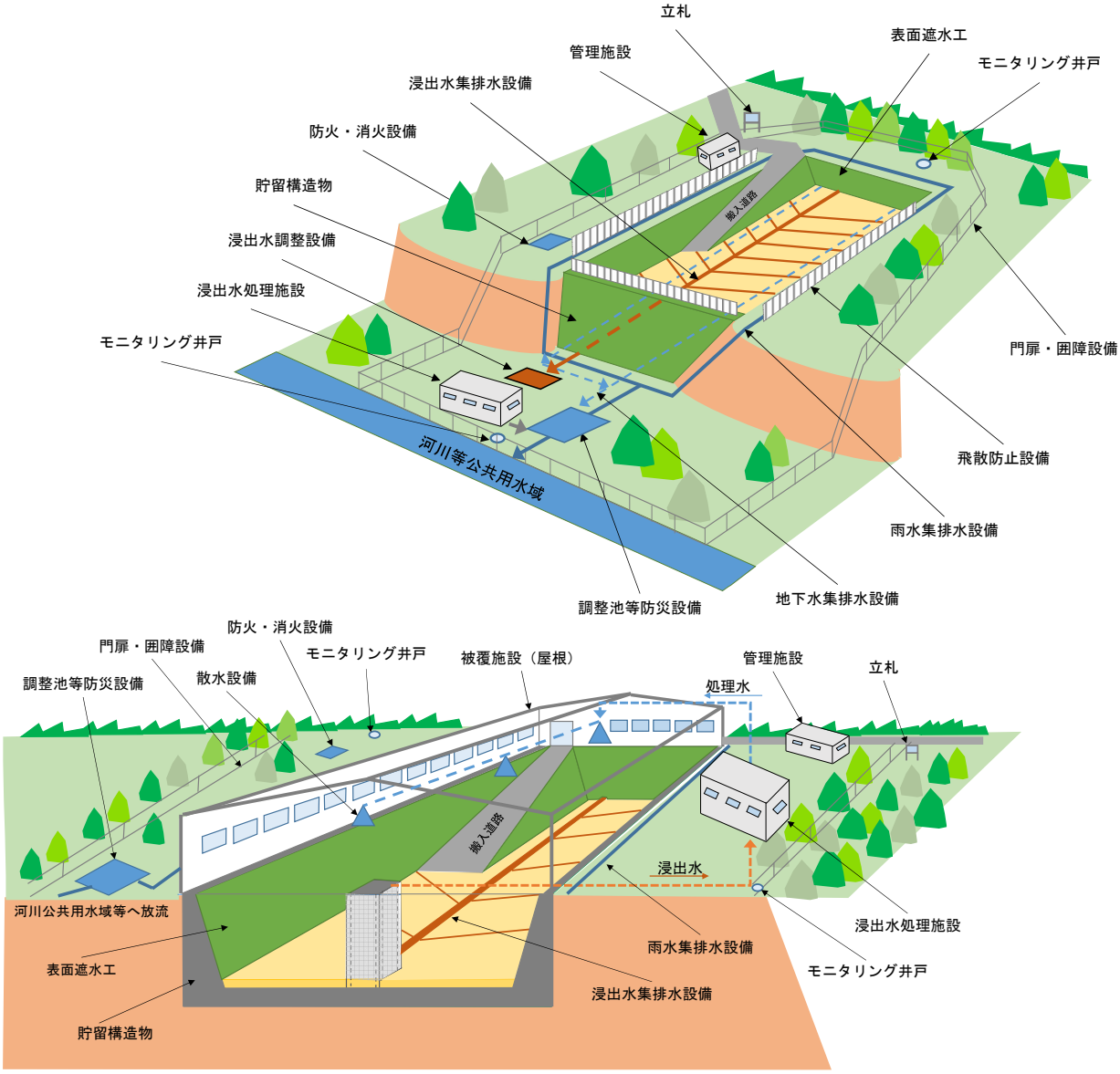


図 1　最終処分場の概略図（上：オープン型、下：クローズド型）

3.　ごみ処理システム

現最終処分場には、ごみ分別区分における埋立ごみ（陶磁器や植木鉢等）、清掃センターの焼却固化灰・焼却残渣、再資源化委託による不燃残渣が搬入されています。

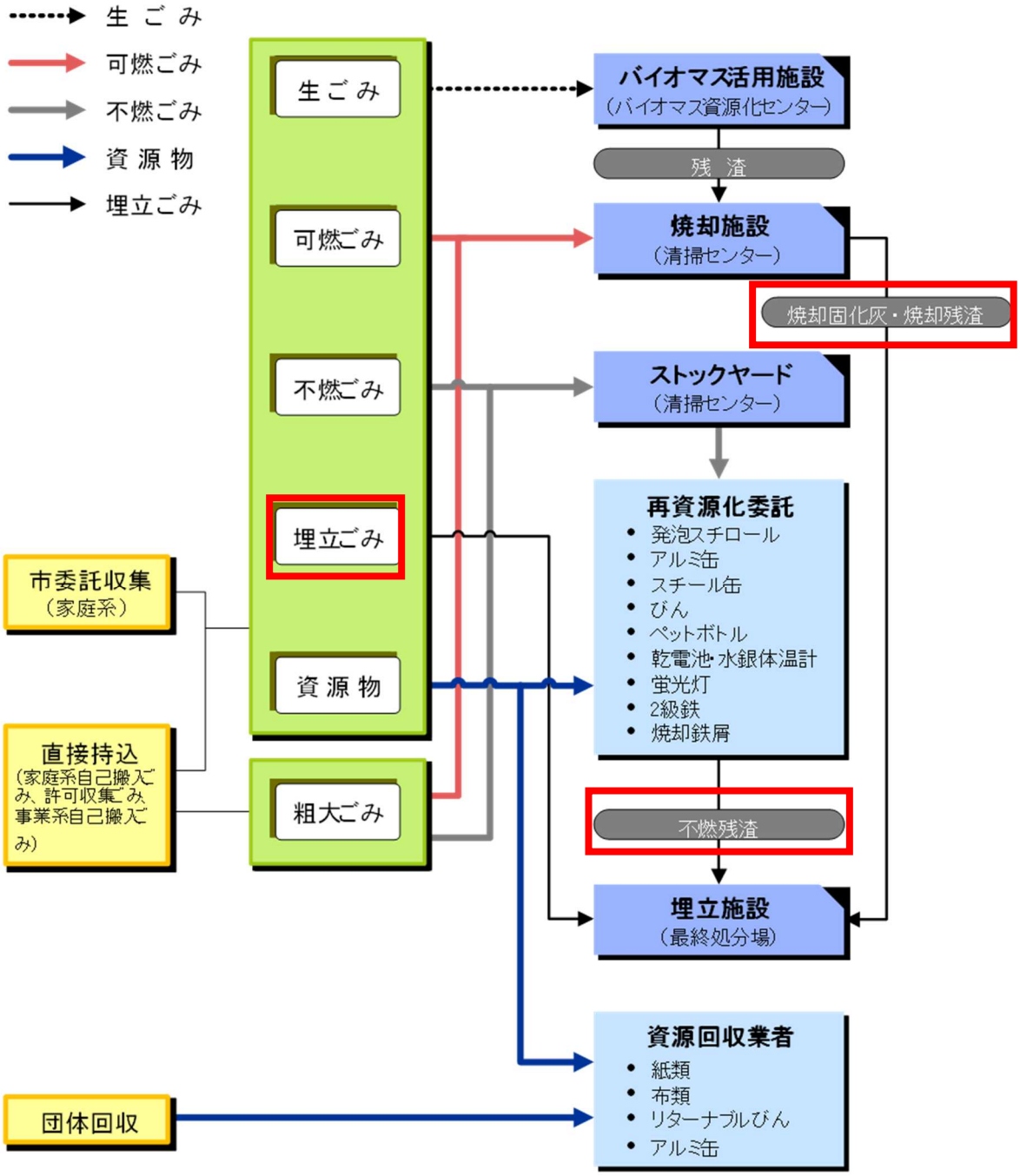


図 2　ごみ処理システム

4.　日田市清掃センター最終処分場の概要

表 1 に日田市清掃センター最終処分場の概要を、図 3 に埋立当初の写真を示します。

日田市清掃センター最終処分場は、竣工後、40 年間が経過しています。

浸出水処理施設の老朽化等により、適宜、各種設備の更新工事を行っています。

表 1　施設概要

施設設置及び管理者	日田市
名称	日田市清掃センター最終処分場
所在地	日田市大山町東大山 6-3
敷地面積	40,600m^2
埋立面積	16,000m^2
全体容量	113,575m^3
埋立累計	87,370m^3（令和 7 年 3 月末時点）
埋立物 （令和 6 年度時点）	・直接埋立ごみ（陶磁器や植木鉢等） ・焼却残渣、固化灰、 ・金属やカレット残渣　　など
埋立構造	準好気性埋立構造
遮水構造	現地盤利用 （基準を満たす不透水性地盤であるため、現地盤を利用）
残余容量	26,205m^3　（令和 7 年 3 月末時点）
浸出水処理施設	処理能力：47m^3/日（最大 236m^3/日） 処理方式：回転円板法＋凝集沈殿法＋砂ろ過＋活性炭吸着法
建設年度	着工：昭和 60 年 11 月 竣工：昭和 61 年 6 月
建設業者	土木、管理棟工事　：田中建設株式会社 浸出水処理設備工事：アタカ工業株式会社
総事業費	325,676 千円



図 3　埋立当初の写真

5.　最終処分場の埋立実績

表 2 及び図 4 に直近 6 年間の埋立実績を示します。

現最終処分場には年間 2,300m³程度の埋立処分を行っています。なお、令和 2 年度に豪雨災害による災害廃棄物を受け入れたことで、焼却残渣量が増加しています。

埋立累計は令和 6 年度時点で約 87,000m³となっており、埋立率は約 77%です。

表 2　埋立実績

項目＼年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
焼却残渣［㎥/年］	401	614	439	430	415	406
カレット残渣［㎥/年］	18	11	21	80	87	100
不燃残渣［㎥/年］	0	0	0	0	0	0
直接埋立［㎥/年］	561	711	482	454	640	389
固化灰［㎥/年］	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082	1,072
覆土［㎥/年］	47	103	267	101	185	28
合計［㎥］	2,214	2,878	2,340	2,211	2,409	1,995
埋立累計［㎥］	81,671	84,549	80,755	82,966	85,375	87,370
残余容量［㎥］	31,904	29,026	32,820	30,609	28,200	26,205
埋立率［%］	71.91%	74.44%	71.10%	73.05%	75.17%	76.93%

※焼却残渣とは、廃棄物を焼却処理した後の燃え残りを示しています。
※カレット残渣とは、割れたびん類のガラスくずを示しています。
※不燃残渣とは、不燃ごみから有価物を回収した後に残ったものを示しています。
※直接埋立とは、陶磁器や植木鉢等、中間処理せずに埋め立てているものを示しています。
※固化灰とは、飛灰をセメント固化したものを示しています。
※埋立率は埋立累計÷埋立容量（113,575 ㎥）より算出しています。
※令和 3 年度に管理用道路の付け替え工事を行ったことで残余容量が増加しております。

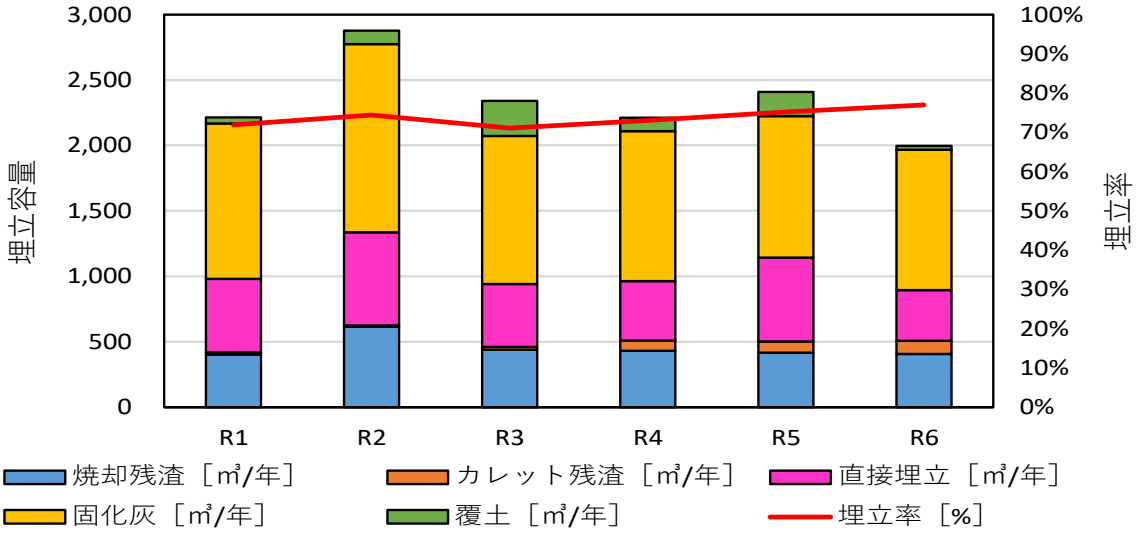


図 4　埋立容量の推移図

6.　最終処分場の現況

図 5 に現最終処分場の埋立地内を示します。

令和 3 年度の場内道路付け替え後は、上流側の平地に埋立物の埋立処分を行っており、埋立高さは標高 150.5m程度になっております。下流側は貯水池を含めて埋立可能な部分が残っています。

場内道路はコンクリート舗装が行われており、一部区間が急勾配（約 18%）となっています。

浸出水処理施設は、一部の処理設備が屋外に設置され、処理設備は老朽化が進んでおります。

将来の埋立方法が決まるまでは現最終処分場を利用することになるため、適正な埋立・維持管理を行っていく必要があります。



埋立地（上流側）



埋立地（下流側）



場内道路



貯水池

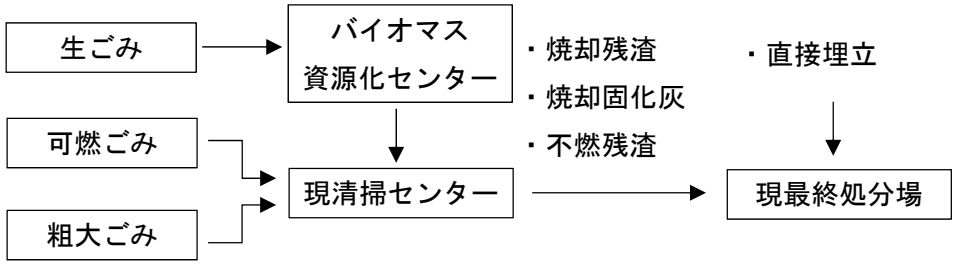
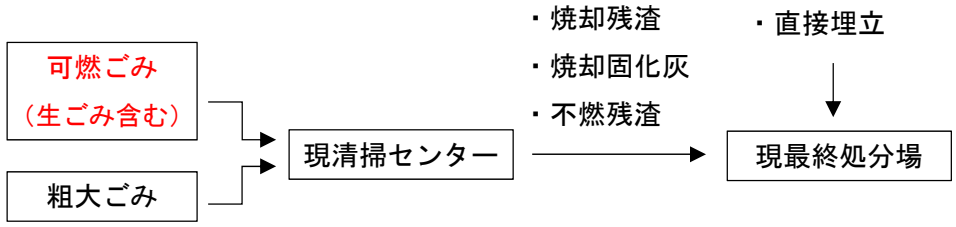
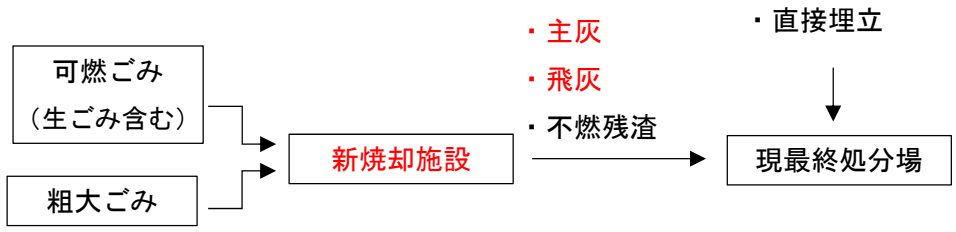
図 5　現最終処分場の埋立地内

7.　将来のごみ処理体制

本市では、令和 8 年度末でバイオマス資源化センターの稼働を停止し、令和 9 年度以降は生ごみを焼却処理する予定となっています。また、同時期に新焼却施設の建設工事を行っており、令和 11 年度より稼働予定です。新焼却施設は、現清掃センターと異なる処理方式とする計画です。

表 3 にごみ処理フロー（概略）を示します。

表 3　ごみ処理フロー（概略）

時期	処理フロー（概略）
～令和 8 年度 （現状の体制維持）	
令和 9 年度～10 年度	
令和 11 年度以降	

※現清掃センターは准連続焼却方式（流動床式）を採用しており、処理後、主に飛灰（焼却固化灰）が発生しますが、新焼却施設はストーカ式焼却方式を採用しており、処理後、主に主灰及び飛灰が発生します。

8. 今後の最終処分場のあり方

(1) 次期最終処分場の概要の検討（新設）

① 前提条件

表 4 に前提条件を示します。

表 4 前提条件

項目	内容
埋立期間 （埋立容量）	・「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」に基づき、埋立期間（埋立容量）は 15 年間と 20 年間で設定します。
埋立対象物	・埋立対象物は、現在埋立処分を行っているものと同様とし、全量を埋立処分した場合と主灰の資源化を推進した場合で設定します。 ・主灰の資源化推進は、新焼却施設の稼働に合わせて令和 11 年度より実施するものとします。（表 5 参照）
将来の埋立処分量	・表 3 に示す将来のごみ処理体制を参考に設定します。 また、循環社会の推進や市民の意識変化等を加味し予測を行う必要があります。 ・日田市一般廃棄物処理基本計画（令和 7 年 12 月）より、本市の人口は減少すると予測されていることから、人口減少等の影響を受けて、埋立処分量は緩やかに減少していくものと予測されます。 ・ただし、現最終処分場の延命化方針となれば、最終覆土（約 8,000 ㎥）が不要であるため令和 16 年度以降も埋立が可能です。

表 5 埋立対象物一覧（令和 11 年度以降）

項目	全量埋立処分	一部資源化	
		埋立処分	資源化
主灰	100%	50%	50%
カレット残渣	100%	100%	―
不燃残渣	100%	100%	―
直接埋立	100%	100%	―
飛灰	100%	100%	―

※飛灰は民間事業者によって資源化不可となる可能性があるため、埋立処分とします。

② 概算事業費

本市で最終処分場を整備した場合、埋立期間や必要容量から概算総事業（オープン型、クローズド型）を表 6 に示します。オープン型では、最大で約 28 億円、クローズド型では最大約 35 億円となっておりますが、用地取得費や計画策定、変更届を提出する際の生活環境影響調査などの費用が追加にて発生します。

表 6 概算事業費

項目			内容			
埋立期間		年間	15	20	15	20
資源化			なし	なし	あり	あり
必要容量		㎥	39,660	52,880	30,200	40,267
（オープン型）						
概算費	総事業費	百万円	2,341	2,843	1,948	2,365
	交付金対象費	百万円	1,991	2,410	1,662	2,011
	実負担額	百万円	1,059	1,287	878	1,069
（クローズド型）						
概算費	総事業費	百万円	2,899	3,494	2,428	2,927
	交付金対象費	百万円	2,091	2,499	1,766	2,111
	実負担額	百万円	1,447	1,750	1,207	1,462

③ 事業スケジュール

表 7 に一般的な最終処分場の建設期間の概略工程を示します。

表 7 建設期間の概略工程

項目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
用地選定・取得	←	—	→								
調査・計画				←	—	→					
施設実施設計							↔				
建設工事								←	—	→	
施設供用											↔

※地元住民との協議などによって、工程は変わる可能性があります。

④ 課題

新設で整備を行う場合、施設建設のために広大な面積が必要となります。さらに、施設計画、用地取得のため、周辺住民との合意形成、設計、施工まで概ね 10 年程度、またはそれ以上の準備期間を要し、整備の際は巨額の費用負担が伴います。施設稼働後も浸出水の水質管理や処理設備を維持していく必要があります。

(2)　最終処分場の延命化（嵩上げ方式）

①　延命化（嵩上げ）の位置づけ

新設で整備を行う際の用地取得等に要する時間を考慮すると、現最終処分場を生かした嵩上げによる埋立量の増加対策も有効と考えられるため、延命化の規模検討を行います。

以下に延命化（嵩上げ）による増加例を示します。

図 6 の土堰堤を利用した例は埋立地の範囲が変わらないため、浸出水量への影響はほとんど無いと考えられます。

図 7 の斜面を利用した例は埋立地の範囲の拡張を行うことから、生活環境影響調査を行う必要が生じる可能性があります。また、埋立地が広くなることで、雨水の集水面積が拡大し、浸出水量が増加すると考えられます。そのため、浸出水処理施設の処理能力が不足していないか確認する必要があり、不足する場合は処理能力の増加が必要となります。

なお、廃棄物処理法によって、最終処分場の全体容量が変わる場合は生活環境影響調査書などを添付した変更届が必要となります。ただし、定められた条件のいずれにも該当しない変更の場合は、軽微な変更という扱いになり、軽微な届出書の提出となります。

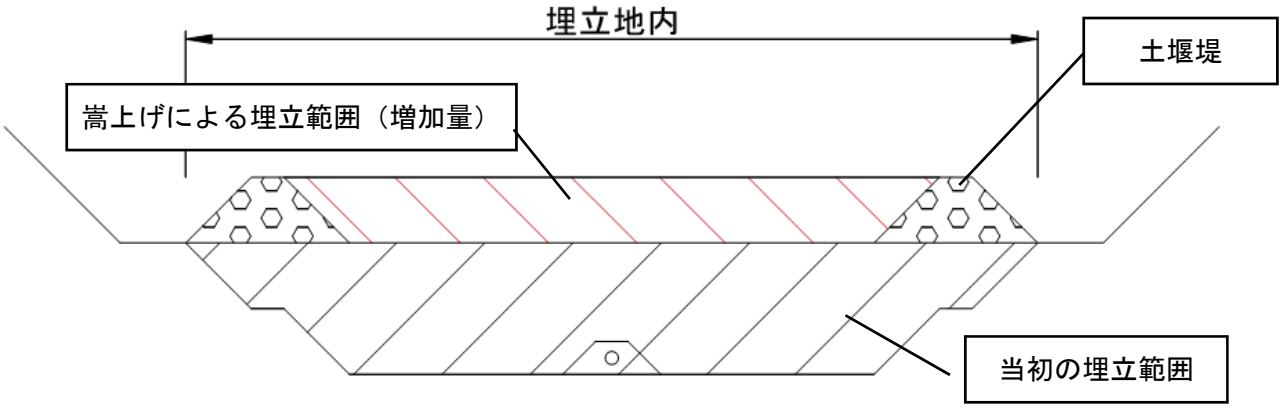


図 6　土堰堤を利用した埋立容量の増加例

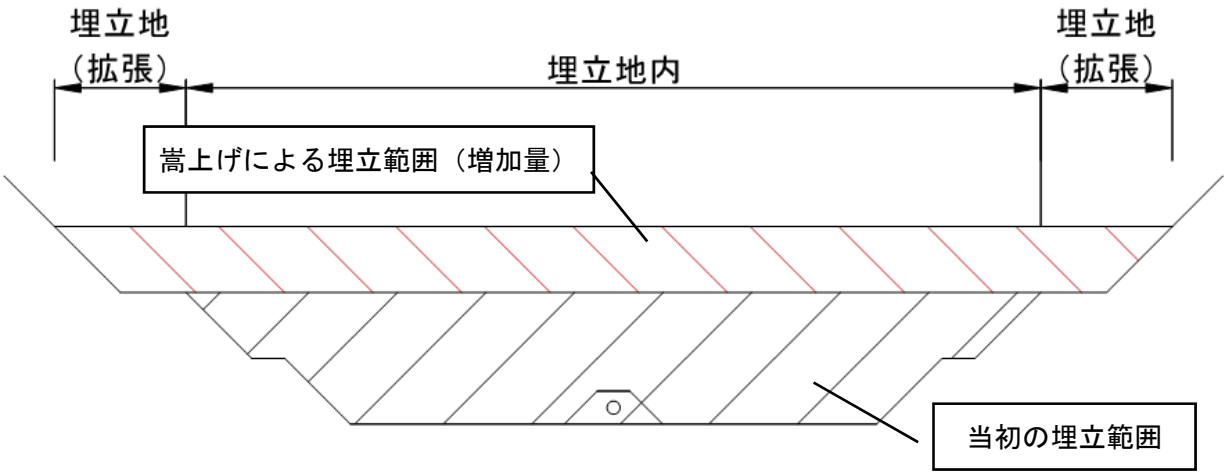


図 7　斜面を利用した埋立容量の増加例

② 検討方針

現最終処分場をさらに利用できるように延命化（嵩上げ）についての 2 つの検討案を立案し、表 8 にメリット・デメリットの比較表を示します。

比較した結果、検討案①は付け替え工事などが必要となり、経済性や施工性で検討案②より劣ります。そのため、現況の場内道路を活かした検討案②が良いと考えられます。

表 8 比較表

	検討案①	検討案②
共通の検討方針	・埋立地外周に雨水排水側溝が敷設されているため、嵩上げは現在の埋立地内で行う。（埋立地の拡張は行わない） ・上流部は現在の最終小段の標高 150.5mから 2.5mの嵩上げ（標高 153mまで嵩上げ）を行い、埋立地外周に土堰堤を築堤し、埋立物の場外流出を防止する。 ・下流側は貯水池の埋立を行い、上流部に向かって盛土を行う。盛土の法面勾配は 1：3 と設定する。	
個別の整備方針	・場内道路は新しく付け替えを行う。新しい場内道路の縦断勾配は約 18%（現況と同様の縦断勾配）とする。	・場内道路は現況のままとする。
メリット	・下流側の埋立地全体を利用することができる。	・埋立物の掘削が生じない。
デメリット	・場内道路の付け替え工事が必要となる。 ・場内道路の付け替え工事中、浸出水処理施設に行く道路を確保する必要がある。 ・覆土及び埋立物の一部掘削が生じる。	・場内道路の左岸側には埋立を行うことができない。
評価	△	○

標高 153ｍまでの検討案②をもとに、さらに 5ｍ高く嵩上げした場合（標高 158ｍ）まで嵩上げする嵩上げ計画平面図を図 8 に、模式断面図を図 9 に示します。

埋立容量計算結果は、最終覆土量（厚さ 0.5ｍ）を除いて下流部は約 5,600m³、上流部は標高 158ｍまでの埋立で最大約 29,500m³で合計 35,100 ㎥の埋立容量の確保が見込まれます。直近 5 カ年の平均埋立量が 2,300m³/年であるため、10 年以上の延命化が可能となります。

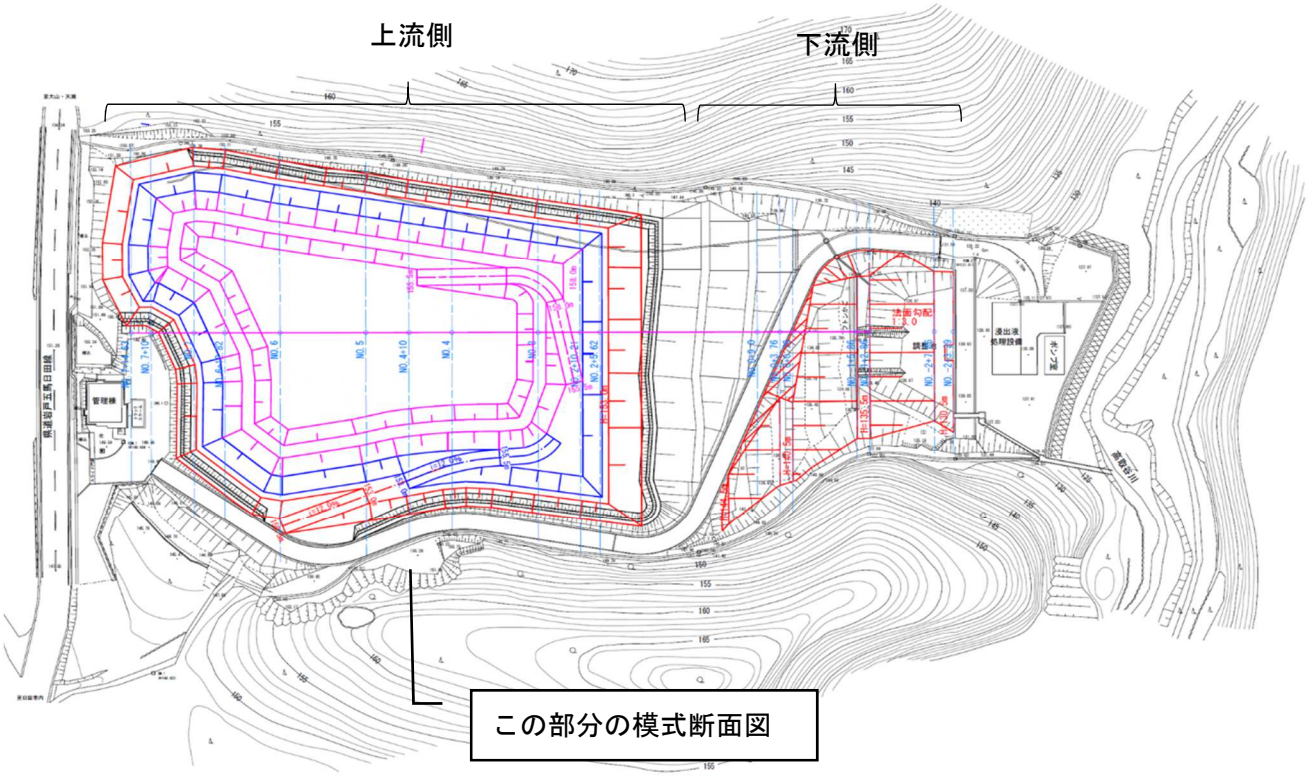


図 8　嵩上げ（153m、155m、158m）計画平面図

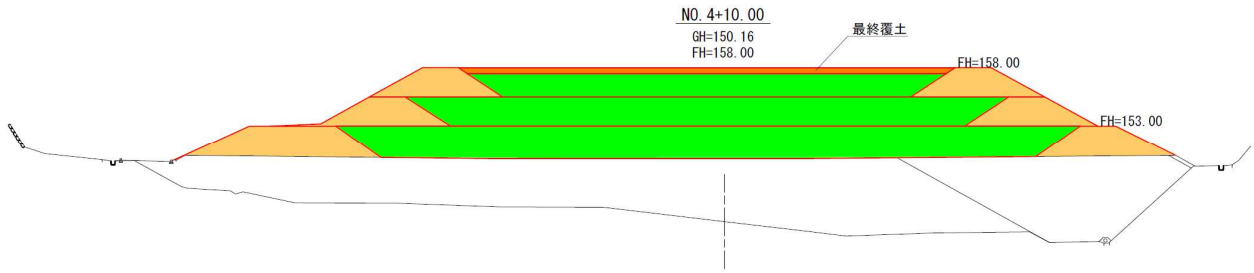


図 9　模式横断図

③　埋立規模及び概算施工費用

表 9 に 158m まで嵩上げした際の埋立量を示しております。この工事と浸出水処理設備の改修費を含め約 500,000 千円（税込）が発生する見込みです。

表 9　嵩上げ工事の概要

	埋立容量（㎥）	備考
上流側	29,510	150.5～158mまで嵩上げ
下流側	5,610	
合計	35,120	※最終覆土を除いた埋立量

④　課題

延命化を行うにあたって、現最終処分場の測量調査と嵩上げ設計を行い、埋立容量が当初計画の 10%（約 11,300 ㎥）を超えれば大分県へ一般廃棄物設置届（変更届）を提出する必要があります。また、受入開始から 40 年経過し、今後も 10 年以上埋立を行う場合、浸出水処理設備の機器更新等が必要となります。

(3)　民間事業者の資源化及び最終処分

①　焼却残渣の資源化技術

表 10 に資源化方法の適用を、表 11 に資源化方法の概要を示します。

表 10　資源化方法の適用

対象物		資源化			
		セメント原料化	溶融処理	焼成処理	山元還元
焼却残渣	焼却灰（主灰）	○	○	○	－
	飛灰	○	○	○	○

※実際に資源化可能であるかは、焼却残渣の性状や処理施設の受入基準等によります。

表 11　資源化方法の概要

処理方法	内容
セメント原料化	中間処理施設で発生した焼却灰をセメント原料として有効利用する。セメントの原料は、石灰石、粘土、けい石、鉄原料、石こうに分類されるが、焼却灰を粘土の代替原料として利用する。
溶融処理	焼却残渣を 1,300℃以上の高温で溶融した後、冷却、固化し、溶融スラグや溶融飛灰を生成する。生成した溶融スラグは道路用骨材等に利用することが可能。なお、溶融飛灰は揮発した有害重金属が濃縮されているため、キレートなどの薬剤を混ぜて重金属の溶出を抑制する処理を行った上で、埋立処分する。
焼成処理	焼却灰及び飛灰を 1,000℃～1,100℃の温度で焼成し、無害化を行い人工砂にリサイクルする。
山元還元	溶融飛灰から非鉄金属（鉛、カドミウム、亜鉛等）を回収・再利用する。

②　処理方針

現最終処分場を今後もさらに利用できるように、民間業者における資源化及び最終処分について検討します。現最終処分場にて埋立される処理対象物を、民間業者にて資源化及び最終処分を行う処理方針とします。

③　課題

資源化において、本市にて焼却灰を運搬する際は、積載量が大きい車両を導入する必要がありますが、セメント需要の低下などにより、受入事業者が減少している状況です。

最終処分においても、運搬の効率性から積載量が大きい車両の導入や、清掃センターでのストックヤードを整備・確保する必要があります。また民間最終処分場の埋立容量が満杯になれば、別の民間最終処分場を探す必要があります。

(4)　周辺自治体等との広域整備

①　周辺自治体が行う最終処分状況

大分県が「ごみ処理広域化・推進化計画」を策定し、推進していることから、本市の周辺自治体等が行う最終処分状況を表 12 に示します。

共同で整備した場合は、最終処分場建設が 1 か所となるためコスト削減や、環境への負荷を低減することができます。

表 12　本市周辺自治体等の最終処分状況

自治体及び広域行政組合名	可燃物等の処理方式	焼却主灰・飛灰、不燃残渣（陶磁器類等）の処理	備考
A事務組合（大分県）	焼却（ストーカ式）	主灰：一般廃棄物最終処分場にて埋立。一部は、資源化。 飛灰：一般廃棄物最終処分場にて埋立。 不燃残渣（陶磁器類）：一般廃棄物最終処分場にて埋立。	埋立完了は令和10年度の予定。
B市（大分県）	焼却（流動床方式）	主灰：排出なし. 飛灰：一般廃棄物最終処分場にて埋立。一部は、資源化。 不燃残渣（陶磁器類）：一般廃棄物最終処分場にて埋立。	今後は焼却施設の更新を隣接自治体と行う方針。埋立完了は、令和39年度の予定。
C施設組合（福岡県）	焼却（ガス化溶融方式）	主灰：排出なし 飛灰：民間業者にて資源化。 不燃残渣（陶磁器類）：民間業者にて処理。	最終処分場を未保有。
D市（福岡県）	固形燃料化（RDF）	主灰、飛灰：排出なし。 不燃残渣（陶磁器類）：民間事業者にて処理。 ※RDF残渣は民間のセメント会社にて焼却処理。	最終処分場を未保有。
E行政組合（熊本県）	固形燃料化（RDF）	主灰、飛灰；排出なし。 不燃残渣（陶磁器類）：最終処分場にて埋立。 ※RDF残渣は最終処分場に埋立。	埋立完了は令和18年度の予定。

②　課題

広域による最終処分場の共同整備は、単独整備と同様に施設計画から用地取得、設計、施工まで長期の準備期間を要し、建設地周辺住民の理解と合意形成が不可欠です。

特に、複数の自治体からの埋立対象物の運搬には、積載量の大きい車両導入や各清掃センターでのストックヤード整備・確保が必要となり、運搬効率やルート確保が課題となります。

さらに、周辺自治体との整備においては、福岡県の C 施設組合と D 市のように最終処分場を未保有であることから共同整備が難しいケースや、熊本県の E 行政組合のように冬季の雪害により安定した運搬が困難となる地域特性も考慮する必要があります。

これらの複合的な課題に対し、各自治体の状況に応じた綿密な調整と協力体制の構築が求められます。

9.　最終処分場のあり方及び将来の最終処分方法

本市における最終処分場の将来的な在り方及び最終処分方法について、市単独による新設整備、現最終処分場の嵩上げによる延命化、民間事業者の活用、周辺自治体等との広域整備の各方策について、費用・期間・課題等の観点から多角的に比較・検討してきた結果、以下のとおり結論を取りまとめます。

【現状】

現最終処分場の全体容量 113,575 ㎥に対して、令和 6 年度末での埋立残余容量は 26,205 ㎥となっています。埋立物の大部分は焼却灰が占めているため、令和 11 年 4 月からの稼働を予定している新清掃センターから発生する焼却灰の一部を仮に資源化した場合でも令和 16 年度中には埋立終了（満杯）と予測されており、埋立可能期間は残り 10 年弱と見込まれます。

今後は、埋立量の削減をめざした資源化・減量化の促進を行いながら、第 4 章第 1 節から第 4 節までに示した最終処分場の方策を早急に検討していかなければなりませんが、各方法における課題も認識したうえで、最善の方策を導く必要があります。

【最終処分方法の課題と方策】

市単独で新最終処分場の整備を行う場合は、安定かつ継続した最終処分を行うために、現最終処分場が埋立終了（満杯）するまでの間に竣工しておく必要があります。施設整備においては、広大な用地選定・取得から建設地周辺住民の理解は必須であり、浸出水処理設備からの処理水の放流に係る下流域を含めた地域での合意形成、廃棄物処理法に基づく施設設置の許可申請等、多岐にわたる手続きを経る必要があります。これらのことを踏まえると、施設の完成・供用開始までに概ね 10 年程度または、それ以上の整備期間を要することが見込まれ、現処分場の残余容量の状況を考慮すると、時間的制約の面で大きなリスクを抱えており、現実的な短期解決策とはなりにくいと考えます。

（第 4 章第 1 節　新設）

現最終処分場を嵩上げし延命化対策を行う場合は、現最終処分場の測量調査と嵩上げ設計を行う必要があります。また、嵩上げによって増加する埋立容量が当初計画の 10%（約 11,300 ㎥）を超える場合は大分県へ一般廃棄物設置届（変更届）を提出する必要があります。さらに現最終処分場の浸出水処理施設は 40 年以上稼働しており、埋立期間の延長に伴い浸出水処理設備の機器更新等が必要となります。

（第 4 章第 2 節　嵩上げ）

現最終処分場の延命化対策の一つとして考えられる民間業者を活用した場合では、焼却灰のセメント原料化等を中心とした再資源化手法が広く活用されていますが、近年の建設需要の動向や脱炭素化の進展に伴うセメント産業の構造的変化等により、受入先の安定的な確保が困難になりつつあり、処理の継続性・安定性という観点から、現時点では中長期的な見通しを立てることが難しい状況にあると考えます。また、民間業者に最終処分の全量を委託する場合においても、受入れ先への運搬効率向上の観点から積載量が大きい車両の導入や、清掃センターでのストックヤードを整備・確保する必要もあります。

（第 4 章第 3 節　民間委託）

周辺自治体との広域整備を行う場合は、仮に新設整備を行う必要性が生じれば、施設整備費用を関係自治体間で分担できるため、単独整備と比較してコスト面での優位性が期待できますが、広域整備の実現に向けては、関係自治体間における合意形成、費用負担割合の調整、市単独で整備するケースと同様に建設候補地の選定・取得及び民間業者による処理委託と同様に搬送体制の整備が必要になるなど、解

決すべき課題が多岐にわたります。このため、相当程度の協議・調整に要する期間を考慮しますと、現処分場の残余容量に対する即応策としては困難な状況にあると考えます。

（第 4 章第 4 節　広域化整備）

【結論】

以上の検討・分析を踏まえ、工事費用の大幅な抑制と短期間での施工が可能となり、限りがある埋立残余容量への即応策として最も現実的かつ有効な手段として考えられる現最終処分場の嵩上げによる延命化を最有力の整備方策として位置付けます。

今後は、具体的な嵩上げ工法と老朽化が進む浸出水処理施設等の既存設備の大規模改修方法の選定、施工期間・概算費用の精査、並びに関係法令に基づく手続き等について、早急に調査・検討を進めることとします。

ただし、嵩上げによる延命化はあくまでも暫定的な措置であり、恒久的な解決策とはなり得ませんので、市としても廃棄物処理法第 4 条に規定される一般廃棄物適正処理の責務を将来にわたり継続的に果たさなければなりません。

将来的に本市の人口は減少すると予測されていることから、ごみ処理の安定化や、今後におけるごみ量の変動に柔軟に対応していくため、現在、国や県が進める一般廃棄物処理施設の広域化・集約化計画の動向を注視し、本市としてもその可能性についても検討していく必要があると考えます。

このため、現最終処分場の延命化後の次の方策として、効率的で持続可能な処理体制を構築するため、他自治体等の最終処分場の利用をはじめ、将来を見据えた最終処分方法の各選択肢について、今後の社会情勢の変化、財政状況、広域行政の動向等を継続的に注視しながら、引き続き検討を深めていくこととします。

上記の検討結果と今後予想される社会変化を組み合わせた図を図 10 に示します。

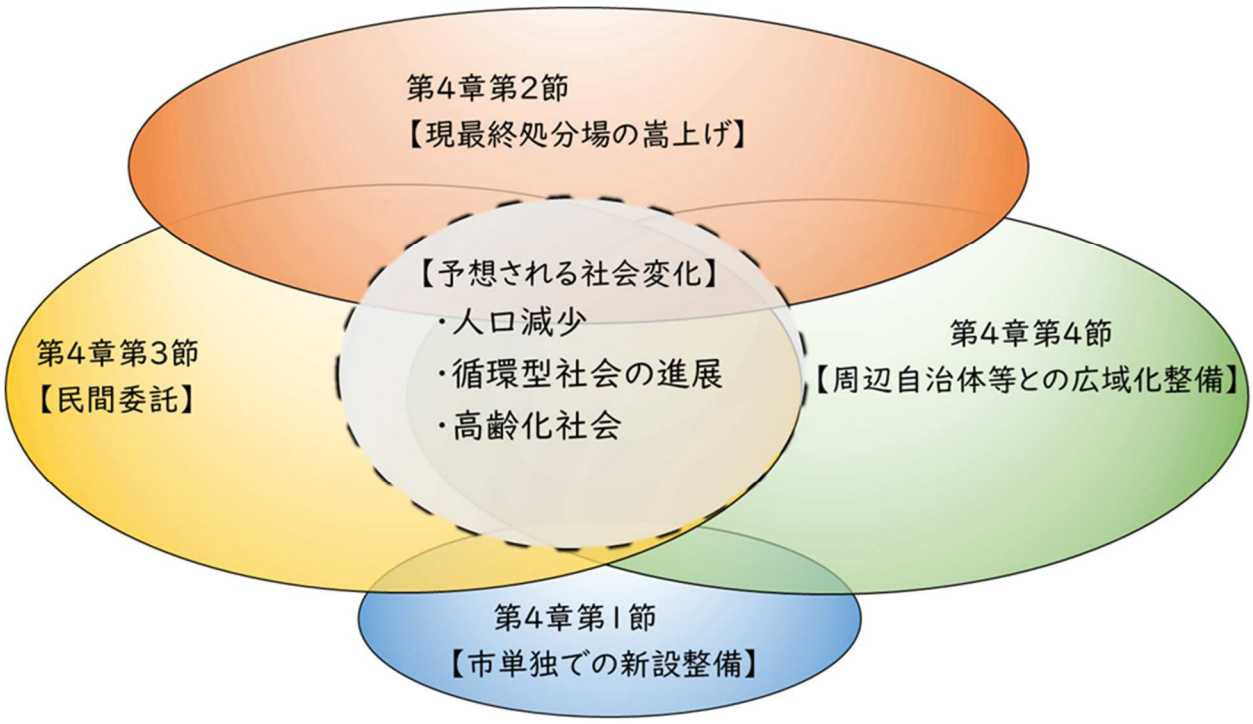


図 10　今後の最終処分場のあり方